

第58代全日本チャンピオン

平成15年度

第58回天皇賜杯・皇后賜杯全日本ソフトテニス選手権大会

平成15年9月26日～28日 大阪：マリンパーク・北村



[男子] 森田 英世・香川 大輔(神奈川・藤沢市役所・厚木市役所)



[女子] 水上 志乃・熊谷 浩子(広島・NTT西日本広島)



[男子入賞者]

1位 森田・香川組 2位 花田・川村組(京都市役所・岡山市役所)
3位 東・渡邊組(京都市役所・奈良高田商OBクラブ)
北本・斉藤組(小松私立高校教諭・松戸市役所)



[女子入賞者]

1位 水上・熊谷組 2位 逢野・濱中組(学連・日本体育大学)
3位 玉泉・上嶋組(兵庫・東芝姫路)／河野・福田組(東京・ナガセケンコー)

平成15年度 各層の全日本チャンピオン

大会名		男 子		女 子	
全日本小学生選手権		林田・巽(奈良)		小林・佐藤(岡山)	
全国中学校選手権		鹿島・吉川(宮崎・沖水)		福田・岩田(岡山・就実)	
全国高校選手権		的場・宮下(奈良・高田商)		井上・橋爪(佐賀・嬉野)	
全日本学生選手権		福原・菅原(法政大)		鈴木・坪川(青山学院大)	
全日本社会人(一般)		中堀・高川(NTT西日本広島)		玉泉・上嶋(東芝姫路)	
全日本社会人(成年)		石岡・橋本(京都教員クラブ・京都市役所)		薄・西俣(愛知刈谷クラブ)	
全日本シニア	45	櫛山・角野	(鹿児島県連盟)	薄・横野	(刈谷クラブ・すみれクラブ)
	50	長澤・篠山	(浦和あずま)	後藤・渡辺	(すみれクラブ)
	55	木藤・福島	(大阪OB軟庭会・吹田クラブ)	土屋・今西	(茂原クラブ・幸町クラブ)
	60	飯田・岩本	(商友クラブ・静岡クラブ)	西山・山田	(竜王クラブ・東大阪アミークラブ)
	65	藤田・鈴木	(安城市連盟・瑞浪市連盟)	大久保・山本	(すみれクラブ)
	70	余田・松尾	(八尾協会・大阪庭球倶楽部)	福田・明井	(枚方連盟・京都女子クラブ)
	75	柳沢・菊池	(手賀沼クラブ・高根台クラブ)	深沢・太田	(松本協会)

競技規則見直し

『ソフトテニスハンドブック』が決定！

(施行期日平成16年4月1日)

標記の競技規則見直しについては、昨年9月の見直し(案)の発表以来皆様からいただいたご意見を集約・検討し、併せて条文や文言の整理についても専門の方々にご協力をいただきながら、出来る限り見直し案に反映すべくルール委員会並びに競技規則見直しプロジェクトを中心に検討を重ねてまいりました。

そして、7月末にソフトテニスハンドブック改訂(案)を作成して全支部に送付し、8月31日までにご意見の提出をお願いしました。

さらに、今夏開催しました各種大会でアンケートを実施し、競技者からの意見も反映した上で改訂案を修正し、9月13日の第2回理事会を経て9月14日の臨時評議員会に提案承認されました。

この評議員会で承認された「ソフトテニスハンドブック」について本年11月5日に広島で開催された国際ソフトテニス連盟総会において審議が行われ、日本で提案した改訂案が承認されましたので、年内に正式なハンドブック(競技規則書等)を作成し、1月から販売等をさせていただきます。

なお、国内での施行期日は「平成16年4月1日」としますが、平成16年3月に開催される全国高校選抜、都道府県対抗全国中学校大会、全国小学生大会については、大会要項の変更を行い改訂後の競技規則(改訂ルール)で実施します。全国小学生大会(白子町)につきましては、小学生という低年齢層なので改訂ルールに直ぐに対応できるかどうか等、十分検討を行ない実施ルールを決定するとして、同大会の実施ルールについての希望調査等を全支部にお願いしました。

その結果、小学生大会においてもほとんどの支部が改訂ルールでの実施を希望しているとの結果であったため、書面審議により評議員会の承認をいただき改訂ルールでの実施を決定しました。

スムーズな施行実施となりますよう、会員皆様のご協力をお願いいたします。

(財)ソフトテニス連盟 専務理事 笠井 達夫

「競技規則」の主な改正点

【ダブルス】

現 行	改 訂 後	備 考
1 ボールのバウンドの高さ 試合の行なうコートにおいて、1.50mの高さから落した場合、65cmないし80cmとする。	1 ボールのバウンドの高さ 試合を行なうコートにおいて、1.50mの高さから何らの力を加えないで落した場合、ボールの下端が70cm以上80cm以内。 *ボールの直径は6.6cm ± 0.1cmとする。	
2 サービスの時、サービスをするプレーヤー、レシーブをするプレーヤーのほかに、サービスが終わるまで、サイドラインの仮想延長線の間でベースラインの後方に位置する。	2 パートナーの位置 サービスの時、サービスをするプレーヤーのほかにポジションの制限は行なわない。	
3 サービス(レシーブ)の順序 1) ファイナルゲームの時、1・2ポイント目のサービスをしたプレーヤーが3ポイント目のレシーブを行なう。 2) ファイナルゲームの時、1ポイント目のレシーブを行なったプレーヤーが、3・4ポイント目のサービスを行なう。 3) パートナーとのサービス(レシーブ)の順序を間違えた場合失点(インターフェアー)	3 サービス(レシーブ)の順序 1) ~2) ファイナルゲームのサービス(レシーブ)の順序 1) ~2) ファイナルゲームの時、3・4ポイント目のサービス(レシーブ)は、サービス(レシーブ)をする組のいずれかのプレーヤーが行なう、以後のサービス(レシーブ)の順序は、そのゲーム中変えることはできない。	*審判規則へ次のコールを加える サービスの順を誤っているのをアンパイヤーが発見した場合、第33条1項・2項に準じ次のコールにより正しい順序としポイントは有効とする。 「ローテーションチェンジサーバー」
4 サービス終了までに、サービスをするプレーヤー及びレシーブをするプレーヤーの各パートナーがコートに触れるか、サイドラインの仮想延長線の外に出た場合、ファウル。	4 ファウル パートナーのポジション制約廃止に伴い規定から除外(ファウルの廃止)。	
5 アンパイヤーの判定が明らかに誤りであると認められる場合には、アンパイヤーに対し異議を申し立てることができる。	5 異議の申し立て アンパイヤーの判定に対し異議の申し立てを認めない。 14年12月評議員会提案どおりであるが質問をすることは妨げないこととした。	*14年12月の改正案では、「警告・罰則」の中で禁止としたが、最終案では「異議の申し立て等の禁止」として1条を加えた。
6 罰則 警告が3 回-組又は、チームが失格。	6 警告及び罰則 警告 1回目(イエローカード)―注意 2回目(イエローカード)―注意 3回目(レッドカード)―失格	*警告及び罰則を4段階で提案したが、各層からの意見等により、再検討した結果、複雑にならないように、カードは使用するが、警告3回による失格のみとした。 *カード(イエロー・レッド)の大きさは、横6cm縦9cmとする。

【シングルス】

1 ネットの高さ 1.06m	1 ネットの高さ 1.07m (1.06m)・ダブルスと同じとした。	実証の結果で諸準備等様々な状況判断とあわせて諸外国からの意見を勘案し大会運営上大変手間がかかるので、ダブルスと同じとした。
2 コート コートを4分割	2 コート 両方のサービスサイドラインをベースラインまで延長しシングルスサイドラインとする。	

その他の主な改正点

現 行		改 訂 後		備 考
1	【競技規則に記載】 「タイム」 プレーヤーの身体上の故障の場合は、同一人・同一マッチ1回限り5分以内とし、特別な場合は、レフェリーと協議して5分の延長を認める。	1	「タイム」 プレーヤーの身体上の支障の場合は、同一人・同一マッチ2回以内1回につき5分以内とする。	
2	「罰則など」 ①大会要項違反(競技委員長が宣告) 組・チーム→失格 ②正審は次の項目に該当する場合は、レフェリーと協議の上失格または相手方の勝ちを宣する。 1) プレーヤーが出場しない。 2) オーダー順に出場しない。 3) 裁定に従わない。 4) 身体上の故障(許容時間オーバー) 5) 警告3回	2	「棄権」 ①エントリーして参加しない。 ②特別な理由による本人の申し出があり、レフェリー及び競技責任者が認めた場合。 ③身体上の支障による許容時間オーバーの場合。 ④リーグ戦で競技ができないマッチ。 棄権→相手方の勝ちを宣告 「失格」 ①大会要項違反(レフェリーは競技責任者と協議) 組・チーム→失格 ②正審は次の項目に該当する場合は、レフェリーと協議の上失格または相手方の勝ちを宣告する。 1) そのマッチへ出場の通告を受けたプレーヤーがコートに出場しない場合。 2) オーダー順に出場しない 3) 警告3回	*棄権と失格を別条とし、競技規則・審判規則ともに記載した。
3	「勝者と順位の決定」 ①トーナメント戦 試合ができなくなった場合、その試合は、零敗とし相手の勝ちとなる。ただし身体上の故障の場合は(リタイメント)その試合で得たポイントゲームは有効。 ②リーグ戦 途中で出場できなくなった場合は、最初にさかのぼって零敗したものとする。ただし、身体上の故障の場合で、途中出場できなくとも最後の試合に出場した場合は、そのリーグ戦で得たマッチ・ゲーム・ポイントは有効とする。	3	「勝者と順位の決定」 「棄権」→それまで得たポイント・ゲーム・マッチは有効。 「失格」→大会の最初にさかのぼって失格。	①大会記録の記入方法 *「棄権・失格の場合のプログラム記入方法」 ・棄権はRとし、得たゲーム数字の横へRと記入する。 ・失格はDとし、得たゲーム数字を赤の2本線で消し交点にDと記入する。 ②リーグ戦の組み方及び対戦順序が定められていなかったため、大会運営規則に記載することとした。
4		4	【採点票】 *7月18日改訂案のものを、より解りやすく変更した。 ・タイムの欄をもうけた。 ※(ホームページ及び機関誌10月号に掲載)	*海外において採点票を使用する上で説明が複雑で困難である為に、 ・対戦する両方の組を記入することとした。 ・タイムと警告カードの回数を記載できるようにした。 ・シングルス・ダブルス両方で使用できるようにした。
5	【用語の意義・審判用語の意義・カウントのコール】 ・別表〔1〕—用語の意義 ・別表〔2〕—審判用語の意義 ・別表〔3〕—ポイントカウント及びゲームカウントのコール	5	・[用語の意義・審判用語の意義・カウントのコール]を整理統合し、「判定及びカウントのコール」とした。 ・失格を宣告するコール「ディスクオリフィケーション」を追加した。	*「別表」は(1)・(2)・(3)と3表あったが、規則の中で説明したものは除外し、最少必要なもののみ別表とした。また、掲載順序を見直しマッチの進行に合わせ掲載することとした。
6	「レシーブ時の失ポイント」 第35条 レシーブは次の場合1ポイントを失うものとする。 (1) レシーブすべきボールを有効に返球できなかった場合。 (2) サービスされたボールが直接レシーバーのラケット、身体、着衣に触れた場合。 (3) 有効にサービスされたボールがツーバウンドする前に、レシーブをするプレーヤーのパートナーのラケット、身体、着衣に触れた場合。 (4) 第34条第1号の規程に違反したことが発見された場合。ただし、そのポイントに限る。	6	「レシーブ時の失ポイント」 第30条 レシーブにおいて失ポイントとなる場合は次のとおりとする。 (1) レシーブすべきボールを有効に返球できなかった場合。 (2) サービスされたボールが直接レシーバーのラケット、身体又は着衣に触れた場合。(ダイレクト) (3) 有効にサービスされたボールがツーバウンドする前に、レシーブするプレーヤーのパートナーのラケット、身体又は着衣に触れた場合。(インターフェアー) (4) レシーブをするプレーヤーがレシーブを終る前に、パートナーがそのサービスコートに触れた場合。(インターフェアー) (5) 競技規則第29条(1)号の規則に違反したことが発見された場合。ただし、そのポイントに限る。	
7	「サービス及びサイドのチェンジ」 第23条 2 サービスのチェンジまたはサイドのチェンジを間違えた場合は間違いが発見された次のポイントから訂正する。それぞれのポイントは有効とする。 〔解説12〕第23条第2項及び第27条第2項について 第1サービスがフォールトになった時点で誤りが発見された場合は、その時点で訂正する。その場合は第1サービスから行なう。なお、誤りに気づいてもインプレーではプレーを中断しない。 「サービスの順序」 第27条 2 サービスコートの順序を間違えた場合は、間違いの発見された次のポイントのサービスから訂正する。それまでのポイントは有効とする。 「レシーブの順序」 第34条 レシーブの順序は次のとおりとする。 (1) レシーバーはそれぞれライトサービスコート又はレフトサービスコートのいずれかでレシーブするものとし、そのゲーム中はかわることはできない。	7	「サービスの順序またはサイドの誤り」 第33条 サービスのチェンジ又はサイドのチェンジの誤りが発見された場合は、インプレー前であればそのポイントから、インプレー後であれば次のポイントから訂正する。それまでのポイントは有効とし、誤りに気づいてもインプレーではプレーを中断しない。 (1) サービスのチェンジ又はサイドのチェンジを誤った場合。 (チェンジサービス・チェンジサイズ) (2) パートナーとのサービスの順番を誤った場合 (ローテーションチェンジ) (3) サービスコートの順番を誤った場合 (ローテーションチェンジ) 2 誤りが第1サービスのフォールトの後に発見された場合は、その時点で正しい順序に訂正し、第1サービスから行なう。	
8	【ソフトテニス審判規則】	8	第11条(サイン)付図に副審の構えの姿勢を追加した。	第11条(サイン) 従来副審の構えと姿勢については付図がなく用語で説明のみに終わっていたが今回付図を追加した。
9	【ハンドブック全体】	9	間違い→誤り 相手コート→相手方コート 宣する→宣告する 等の文言に統一した。	

14年度事業報告(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

1. 選手強化育成に関する事業
- (1) ナショナルチーム強化合宿 男子4回・女子4回
- (2) ジュニア選抜強化チーム 男子2回・女子1回
- (3) 強化スタッフの各種大会派遣 7大会
2. 指導者養成に関する事業
- (1) 全国小学生指導者研修会の実施
- (2) C級コーチ養成専門科目講習会の実施
- (3) 地域スポーツ指導者養成事業の実施(B級1会場・C級3会場)
3. 地域グループ育成に関する事業
4. 国内競技会に関する事業(主催共催大会の実施)
5. 地域における競技会に関する補助事業(開催に対しての補助)
6. 公認審判員制度に関する事業
- (1) マスターレフェリー42名の認定
- (2) 1級新規87名・更新217名の認定
- (3) 2級新規5,791名・更新6,054名・高校生10,940名の認定
- (4) ジュニア9,247名の認定
- (5) 1級審判員の検定会2会場・研修会9会場の実施
7. 技術等級制度に関する事業
- (1) 名誉指導員6名の認定
- (2) 各技術等級(EX～4級)5,660名の認定
8. 用具・施設の公認に関する事業
- (1) ラケット証紙612,100枚・ネット証布3,800枚を頒布した。
- (2) 5社74種類のラケットおよび2社2種類のボールを公認した。
- (3) 第1種公認コートの更新1件を承認した。
9. 広報に関する事業
- (1) 機関誌毎月1回の発行(支部購読1,695名・個人購読328名)
- (2) 主要大会のテレビ放映の実施(スポーツ衛星放送ガオラのレギュラー番組放送)
- (3) 全日本選手権大会のNHK教育TVで全国放映の実施
- (4) 平成13年度の大会記録集を作成し、支部報道機関への配布。
- (5) ホームページの継続

10. 各種表彰の実施
11. 国際競技大会への代表選手団等の派遣
- (1) 第14回アジア競技大会
- (2) 第10回日・韓・中ジュニア交流競技会
- (3) 第2回チャイニーズカップ国際ソフトテニス大会
12. 国際普及の促進に関する事業
- (1) 海外長期滞在指導者を派遣
- (2) イタリア・ローマからジュニアチーム来日
- (3) 海外からのソフトテニス研修生(指導者候補者)来日
- (4) スコットランドヘジュニアチームを派遣
- (5) イタリア・ハンガリー・ドイツにジュニアチームを派遣
- (6) モンゴル共和国における8面のソフトテニスコート建設支援
- (7) 第15回アジアシニアソフトテニス選手権大会開催に協力
- (8) 用具・用品の支援(ラケット13ヶ国・ボール19ヶ国)
13. 国際大会の開催促進に関する事業
- (1) 第3回東南アジアソフトテニス選手権大会開催を支援
- (2) タイオープンソフトテニス国際大会および東南アジアソフトテニス連盟新体制発足に協力・支援
- (3) 2005年マカオ東アジア競技大会ソフトテニス競技実施を要請

会員登録料に関する使途概要(平成14年度)

会員登録料の使途は主として

- 1.国際性向上
- 2.競技性向上
- 3.競技力向上
- 4.大衆化促進
- 5.広報活動強化

等々の事業拡充のために用いられていますが、その他として、学連・高体連への還元、会員の傷害補償金および制度運営のための事務費にも充てられています。具体的な金額は一般会計や特別会計のなかで従来からの支出科目に組込まれているため、かならずしも明確な仕訳になっていませんが、登録料を原資にした補充額は平成14年度は概ね次のとおりでした。

(国際性 19,429千円)	
・イタリア・ハンガリー・アメリカを中心とする欧米普及	10,742千円
・国際大会振興補助費	2,256千円
・国際普及用、用具用品購入費	2,823千円
・その他(国際大会派遣費他)	3,608千円
(競技性 16,813千円)	
・大会開催地関係費・地域大会補助費	14,635千円
・全国小学生選手権大会選手団交通費補助増額	2,178千円
(競技力 11,914千円)	
・選手強化費(ナショナル・ジュニアナショナルチーム合宿)	11,332千円
・公認コーチ養成専門科目講習会関係費	582千円
(大衆化 4,908千円)	
・地域グループ育成費(各支部へ社会人登録料の5%還元)	2,454千円
・ジュニアクラブ育成費(各支部へ社会人登録料の5%還元)	2,454千円
(広報 26,505千円)	
・テレビ放映関係費(番組制作・放映料)	
NHK全日本大会・衛星放送ガオラでの毎月レギュラー番組提供の一部	20,377千円
・インターネット関係費(サーバー管理・システム構築)	6,128千円
(傷害補償 1,400千円)	
・傷害補償給付金等	1,400千円
(その他 15,070千円)	
・学連への還元(大学生登録料の50%)	1,864千円
・高体連への還元(高校生登録料の10%)	4,674千円
・会員登録事務費(会員報作成費・会員登録事務費)	8,532千円

平成14年度会員傷害制度事故実績

本連盟独自運営の傷害補償制度の14年度給付状況と主な傷害内容は、次のとおりでした。

事故件数 42件(40件)・23支部(21支部)

支払保険金 1,374千円(1,568千円) ()内は平成13年度実績

傷害内容	一般	大学生	高校生	中学生	小学生	レディース	シニア	計
アキレス腱断裂	7	0	0	0	0	4	0	11
骨折	1	0	4	1	1	3	1	11
靱帯損傷	2	0	2	0	0	1	0	5
肉離れ	3	0	0	0	0	0	0	3
半月板損傷	0	0	0	0	0	2	0	2
その他	1	0	2	1	2	4	0	10
計	14	0	8	2	3	14	1	42

充分なウォーミングアップで事故を防止し、ソフトテニスを楽しんで下さい。万一傷害にあわれた場合には、本連盟にお問合せ下さい。

なお、補償内容・給付金請求の手続き方法については日本ソフトテニス連盟ホームページの「日本連盟情報」に記載されております。

14年度一般会計収支決算報告

(収入の部)		(千円)	(支出の部)		(千円)
1.分担金収入		134,078	1.事業費		167,388
(1)支部分担金		7,500	(1)指導要領等作成費		0
(2)会員登録料		96,038	(2)地域グループ育成費		6,407
(3)維持会費		30,540	(3)大会開催地関係費		25,602
2.事業収入		155,313	(4)地域大会補助費		5,910
(1)大会参加料		22,540	(6)大会役員関係費		4,316
(2)出版物収入		14,533	(7)その他大会関係費		1,346
(3)用具検定費		39,765	(9)公認審判関係費		31,690
(4)公認審判認定料		57,259	(10)技術等級関係費		6,907
(5)技術等級認定料		11,531	(11)用具施設証作成費		2,777
(6)機関誌関係費		9,685	(12)機関誌関係費		12,616
3.補助金収入		2,335	(13)広報活動費		44,330
4.協賛金寄付金収入		5,750	(14)表彰費		6,058
(1)協賛金		5,750	(15)国際関係費		19,429
(2)寄付金		0	2.管理費		74,603
5.雑収入		5,654	(1)人件費		35,745
(1)預金利息		1	(2)会議費		8,914
(2)広告料		1,920	(3)一般管理費		22,960
(3)その他収入		3,733	(4)運営費補助		6,984
6.繰入金収入		657	3.加盟費		700
(1)募金会計		657	(1)加盟費		700
(2)その他		0	4.繰入金支出		54,482
当期収入合計		303,787	(1)繰入金支出		54,482
前期繰越収支差額		41,605	5.予備費		0
収入合計		345,392	(1)予備費		0
			当期支出合計		297,173
			当期収支差額		6,614
			次期繰越収支差額		48,219

14年度助成事業特別会計収支決算報告

(収入の部)		(千円)	(支出の部)		(千円)
1.日本体育協会		4,676	1.競技力向上費		24,977
2.日本オリンピック委員会		2,379	2.研修会事業		6,720
3.スポーツ振興基金		7,317	3.都道府県対抗中学生大会		3,246
4.その他の助成		3,086	4.全日本小学生選手権大会		11,212
5.大会参加料		1,920	5.アンチドーピング活動費		835
6.雑収入		241	6.国体役員派遣費		1,192
7.繰入金収入		37,582	7.国際大会開催費		0
当期収入合計		57,201	8.国際大会チーム派遣費		9,019
前期繰越収支差額		0	9.国際役員派遣費		0
収入合計		57,201	当期支出合計		57,201
			当期収支差額		0
			次期繰越収支差額		0

平成15年度事業計画

1. 会員登録制度の徹底をはかる。
(1) 登録状況の把握
(2) 傷害補償制度の徹底
(3) 会員報の発行
2. 競技力向上に関し、次の事業を実施する。
(1) ナショナルチームの強化合宿
(2) ジュニアナショナルチームの強化合宿
(3) 競技力向上のための海外遠征
(4) 強化スタッフの各種大会視察
(5) 競技力向上のための調査・研究
3. 指導者養成のために、次の事業を実施する。
(1) 全国中学校指導者研修会
(2) 公認スポーツ指導者研修会
(3) 小・中学生指導者を対象とする派遣講習会
(4) 公認スポーツ指導者(C級コーチ)育成
4. アンチ・ドーピングに関し、次の事業を行う。
(1) アンチ・ドーピングに関する啓蒙活動
(2) 国内大会におけるドーピング検査の実施
5. 地域グループ育成のため、次の事業を実施する。
(1) 各支部の審判・指導者研修会
(2) 地域クラブ・ジュニアクラブの育成
(3) 支部中学校大会の補助
(4) 支部レディース大会の補助
(5) ソフトテニスの日の実施
6. 第12回世界ソフトテニス選手権大会を広島市で開催する。
7. 国内競技会を大会実施要項に基づき、別表のとおり実施する。
(1) 平成15年度大会日程および会場
8. 地域における競技会開催に、次のとおり補助を行う。
(1) 9地区選手権大会
(2) 地区高校選抜大会
(3) 10地区中学選手権大会
(4) 支部中学大会
(5) 支部レディース大会
(6) 超壮年東西対抗大会
(7) 壮年東西対抗大会
(8) 全日本学生同好会大会
9. 技術等級制度に関し、次の事業を実施する。
(1) 名誉指導員およびマスターの認定
(2) 技術等級の認定
(3) 名誉指導員アルバム作製
10. 公認審判員制度に関し、次の事業を実施する。
(1) マスターレフェリーの認定
(2) マスターアンパイヤーの認定
(3) 1級審判員の検定会、研修会の実施
(4) 1級審判員の認定(新規、更新)
(5) 2級審判員の認定(新規、更新)
(6) ジュニア審判員の認定
(7) 主要大会における派遣審判員制度の実施
(8) 競技規則の見直し、簡明化の検討
(9) 競技規則見直しに伴う支部代表者会議の開催
11. 用具・施設の公認に関し、次の事業を行う。
(1) ラケットの証紙、ネットの証布の発行
(2) 新規公認、更改手続き
12. 機関紙「ソフトテニス」を毎月発行する。
13. 広報に関し、次の事業を行う。
(1) 新聞報道の充実
(2) スポーツ衛星チャンネル「ガオラ」のレギュラー放送
(3) 全日本選手権大会のNHKテレビ放送の継続
(4) ソフトテニスサイトジャパンの構築とホームページの充実
(5) 大会記録集の発行
(6) その他の広報活動
14. 各種表彰を、次のとおり行う。
(1) 国内大会入賞者
(2) 支部功労者
(3) 優良団体
(4) 優秀監督
(5) 優秀選手
(6) 全日本ランキング
(7) 国際大会入賞者
15. 国際競技大会へ代表選手団を、次のとおり派遣する。
(1) 第12回世界選手権大会
(2) 日・韓・中ジュニア交流競技会
(3) 第3回チャイニーズカップ国際大会
16. 国際大会等へ視察員を派遣する。
17. 国際普及の促進に関し、次の事業を行う。
(1) 各国におけるソフトテニス普及活動の指導および補助
(2) 各国コーチ、選手の日本招聘
(3) 用具、用品の支援
(4) 支部等の国際普及活動への補助
18. 国際競技会への振興に関し、次の事業を行う。
(1) 国際競技会への選手団派遣に対する各国補助
19. 国際ソフトテニス連盟、アジアソフトテニス連盟に活動の支援をする。
20. 長期基本方針にもとづく課題の検討と対策の逐次推進

15年度一般会計 第二次補正予算

(収入の部)		(千円)	(支出の部)		(千円)
1. 分担金収入		131,560	1. 事業費		188,675
(1) 支部分担金		7,500	(1) 大会視察費		1,300
(2) 会員登録料		93,500	(2) 指導要領等作成費		1,000
(3) 維持会費		30,560	(3) 医学研究費		1,000
2. 事業収入		140,476	(4) 審判検定会・研修会		3,320
(1) 大会参加料		21,352	(5) 地域グループ育成費		18,160
(2) 出版物収入		15,000	(6) 大会開催地関係費		30,305
(3) 用具検定費		27,384	(7) 地域大会補助費		2,150
(4) 公認審判認定料		46,610	(8) 大会役員関係費		5,000
(5) 技術等級認定料		30,130	(9) その他大会関係費		900
(6) 機関誌関係費		0	(10) 公認審判関係費		28,150
3. 補助金収入		2,330	(11) 技術等級関係費		15,000
4. 協賛金寄付金収入		10,050	(12) 用具施設証作成費		1,300
(1) 協賛金		9,750	(13) 機関誌関係費		0
(2) 寄付金		300	(14) 広報活動費		50,590
5. 雑収入		4,840	(15) 表彰費		8,000
(1) 預金利息		20	(16) 国際関係費		22,500
(2) 広告料		2,070	2. 管理費		78,690
(3) その他収入		2,750	(1) 人件費		36,700
6. 繰入金収入		29,877	(2) 会議費		11,800
(1) 募金会計		3,877	(3) 一般管理費		23,640
(2) 国際大会積立金会計		26,000	(4) 運営費補助		6,550
当期収入合計		319,133	3. 加盟費		700
前期繰越収支差額		48,219	(1) 加盟費		700
収入合計		367,352	4. 繰入金支出		73,853
			(1) 繰入金支出		73,853
			5. 予備費		25,434
			(1) 予備費		25,434
			当期支出合計		367,352
			当期収支差額		△ 48,219
			次期繰越収支差額		0

15年度助成事業特別会計 第二次補正予算

(収入の部)		(千円)	(支出の部)		(千円)
1. 日本体育協会		5,376	1. 日本体育協会		9,566
(1) スポーツ振興		0	(1) スポーツ振興		3,130
(2) 公認コーチ養成講習会		2,200	(2) 公認コーチ養成講習会		3,200
(3) 地域スポーツ指導者養成講習会		2,236	(3) 地域スポーツ指導者養成講習会		2,236
(4) 国体役員旅費		940	(4) 国体役員派遣費		1,000
2. 日本オリンピック委員会		2,197	2. 日本オリンピック委員会		17,800
(1) 選手強化		2,197	(1) 競技力向上費		17,800
(2) 情報収集		0	3. スポーツ振興基金		51,955
3. スポーツ振興基金		14,662	(1) 競技力向上費		9,645
(1) ジュニア選手強化		5,662	(2) 全日本小学生選手権大会		12,310
(2) 国内大会開催		1,500	(3) 国際大会開催費		30,000
(3) 国際大会開催		7,500	(4) 国際大会チーム派遣費		0
(4) 国際大会派遣		0	4. くじ助成		15,961
4. くじ助成		2,621	(1) 指導者研修会		1,200
(1) 指導者研修会		417	(2) 機関紙関係費		13,500
(2) 機関紙発行		1,600	(3) ドーピング検査費		1,261
(3) ドーピング検査		604	5. その他の助成		1,300
5. その他の助成		650	(1) トータルスポーツクリニック		1,300
6. 大会参加料		1,920	6. その他		0
(1) 都道府県対抗中学生大会		960	(1) 大会視察費		0
(2) 全日本小学生選手権大会		960	(2) 指導者派遣費		0
7. 機関紙関係		11,100	(3) 審判検定会		0
(1) 購読料		7,300	(4) 審判研修会		0
(2) 広告料		3,800	(5) 国際大会派遣費		0
8. 雑収入		3	当期支出合計		96,582
9. 繰入金収入		58,053	当期収支差額		0
(1) 一般会計		31,396	次期繰越収支差額		0
(2) 一般会計(国際積立)		26,000			
(3) 一般会計(免税募金)		657			
当期収入合計		96,582			
前期繰越収支差額		0			
収入合計		96,582			

15年度傷害補償制度特別会計 収支予算

(収入の部)		(千円)	(支出の部)		(千円)
科	目	第二次補正予算額	科	目	第二次補正予算額
雑	収 入	1	傷 害 補 償 金		2,000
繰	入 金 収 入	0	事 務 費		150
当	期 収 入 合 計	1	雑 支 出		0
前	期 繰 越 収 支 差 額	5,003	当 期 支 出 合 計		2,150
収	入 合 計	5,004	当 期 収 支 差 額		△ 2,149
			次 期 繰 越 収 支 差 額		2,854

全員登録者数の実績

(数値:名)

種 別	小学生	中学生	高校生	高 専	大学生	一 般	合 計
平成14年度	16,654	370,570	87,409	247	6,255	49,083	530,218
平成13年度	11,448	350,556	83,864		6,299	48,683	500,850
平成12年度	9,483	329,026	82,644		6,012	48,343	475,508
平成11年度	8,826	321,317	77,818		4,663	47,347	459,971

平成14年度会員登録数

	支部名	一般		小学生		中学生		高校生		高校専門		学 連		合 計	
		団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
1	北海道	182	2,629	17	372	228	7,745	164	3,577	1	5			592	14,328
2	青 森	52	677	7	217	114	5,201	50	1,130					223	7,225
3	岩 手	70	1,538	21	356	160	6,453	91	2,547	1	24			343	10,918
4	宮 城	77	747	11	243	178	8,192	94	2,478					360	11,660
5	秋 田	26	537	6	121	59	2,800	51	1,385					142	4,843
6	山 形	35	631	12	385	74	4,141	48	1,350	1	17			170	6,524
7	福 島	58	635	22	420	158	8,086	85	1,902	1	6			324	11,049
8	茨 城	50	703	14	789	203	13,311	87	2,022					354	16,825
9	栃 木	44	593	6	232	155	10,099	52	1,196					257	12,120
10	群 馬	47	1,055	14	770	168	10,203	55	1,384					284	13,412
11	埼 玉	405	4,726	29	1,281	547	19,733	225	4,625					1,206	30,365
12	千 葉	134	2,089	16	488	348	20,393	127	3,104					625	26,074
13	東 京	144	2,990	14	355	252	10,281	252	3,866					662	17,492
14	神奈川	118	1,447	9	421	351	20,435	139	2,960					617	25,263
15	山 梨	61	773	9	243	43	2,052	36	956					149	4,024
16	新 潟	83	1,190	19	531	141	6,477	76	1,647					319	9,845
17	長 野	25	561	13	568	39	2,051	80	1,969					157	5,149
18	富 山	25	526	11	310	65	3,192	31	1,101					132	5,129
19	石 川	62	775	19	466	81	4,546	49	1,031	2	41			213	6,859
20	福 井	42	694	4	129	47	2,073	19	678					112	3,574
21	静 岡	119	1,526	17	473	365	16,254	94	1,761					595	20,014
22	愛 知	126	2,640	17	661	327	23,099	153	6,107					623	32,507
23	三 重	46	625	13	341	182	8,769	52	1,310					293	11,045
24	岐 阜	57	883	19	685	252	9,196	55	1,938					383	12,702
25	滋 賀	28	524	12	354	86	3,817	42	1,762					168	6,457
26	京 都	100	975	17	570	141	7,191	63	1,394					321	10,130
27	大 阪	101	1,995	15	415	302	16,803	191	3,232					609	22,445
28	兵 庫	79	1,372	10	269	323	22,616	160	5,226	1	11			573	29,494
29	奈 良	36	952	9	228	71	3,572	36	979					152	5,731
30	和歌山	63	728	8	277	122	5,546	40	1,169					233	7,720
31	鳥 取	22	361	20	346	57	2,303	26	684					125	3,694
32	島 根	48	494	6	172	62	2,769	41	1,020	1	18			158	4,473
33	岡 山	78	635	15	320	154	9,328	82	2,385					329	12,668
34	広 島	99	1,001	17	267	147	6,579	102	2,210					365	10,057
35	山 口	81	1,108	6	268	144	7,686	72	1,881	2	39			305	10,982
36	徳 島	26	471	9	178	104	3,158	35	663	1	28			175	4,498
37	香 川	21	307	5	157	57	3,147	32	816					115	4,427
38	愛 媛	38	455	8	150	113	4,988	80	1,202					239	6,795
39	高 知	31	342	10	174	49	1,602	31	519					121	2,637
40	福 岡	50	664	7	115	195	11,475	93	2,191	2	29			347	14,474
41	佐 賀	32	401	12	221	76	3,840	43	865					163	5,327
42	長 崎	46	1,055	8	150	169	7,686	110	2,115					333	11,006
43	熊 本	71	1,090	11	179	162	6,182	64	1,535					308	8,986
44	大 分	45	541	11	262	79	3,379	34	686	1	8			170	4,876
45	宮 崎	66	799	14	332	167	4,036	41	1,002					288	6,169
46	鹿児島	89	1,196	26	343	219	5,985	82	1,199	2	21			418	8,744
47	沖 縄	31	415	4	50	81	2,100	40	650					156	3,215
48	日本学連											434	6,255	434	6,255
49	日本連盟	1	12											1	12
50	合 計	3,370	49,083	599	16,654	7,617	370,570	3,705	87,409	16	247	434	6,255	15,741	530,218

(平成15年4月1日現在)